

事前に所得税の還付申告を受け付けます

税務課 内線 214

毎年確定申告の時期は会場が混雑します。そこで、給与所得者や年金受給者で確定申告により平成19年分の所得税が還付される人を対象に、確定申告期間の前に受け付けを行います。当日は、申告書の書き方の説明を受けながら、ご自身で申告書を作成し提出することができます。

◇と き 2月7日(木)・8日(金)
午前9時30分～正午、午後1時～4時

◇と ころ 文化会館3階

◇必要書類

- ・平成19年分給与・公的年金の源泉徴収票
- ・国民健康保険料などの支払金額の分かるもの
- ・国民年金・生命保険料・地震保険料などの支払証明書
- ・印鑑(スタンプ式以外の朱肉を使用するもの)
- ・申告者本人の還付金の受取口座番号
- ・計算器具、筆記用具
- ・そのほか控除を受けるための書類

【医療費控除】

- ・医療費の領収書
- ・健康保険の給付金、生命保険会社などから受けた保険金の金額が分かるもの

※医療を受けた人別に集計しておいてください

【住宅借入金等特別控除】(住宅ローン控除)

- ・新築または購入の場合
 - ①住民票
 - ②家屋の登記事項証明書
 - ③請負契約書(写し)、売買契約書(写し)

- ④住宅取得のための借入金の年末残高証明書
 - ・家屋と敷地を併せて取得した場合
 - ①～④以外に
 - ⑤敷地の登記事項証明書
 - ⑥敷地の売買契約書(写し)
 - ・増改築などの場合
 - ①～④以外に
 - ⑦建築確認通知書(写し)
 - ⑧検査済証(写し)または増改築等工事証明書
- ※特定増改築等(バリアフリー改修など)住宅借入金等特別控除を受けられる人は、必要書類を税務署に確認してください

注意事項

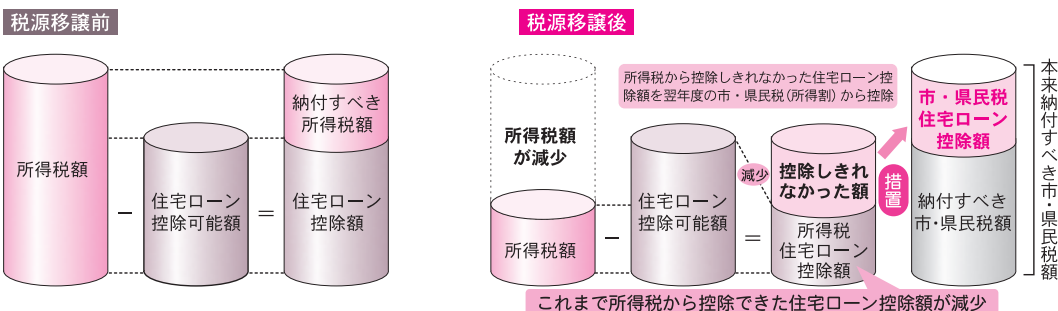
- 住宅ローン控除・医療費控除は、給与や年金からの源泉徴収税額のある場合のみ源泉徴収税額を限度として還付対象となります
- 申告会場ではコピーサービスを行っていませんので、“(写し)”となっている書類は、必ずコピーを持参してください

問い合わせ先 関税務署 0575・22・2233 (平日の午前8時30分～午後5時)

住宅ローン控除を受けている場合はご注意ください

税務課 内線 214

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている人のうち、税源移譲により所得税額が減少したために所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市に申告することで、翌年度の市・県民税から控除を受けることができます。



【手続きの方法】

3月15日(平成20年は3月17日)までに、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」(住宅ローン控除申告書)を税務課に提出してください。給与収入のみで確定申告をされない人は必ず源泉徴収票(コピーは不可)を添付してください。

※申告書は、税務課窓口および市ホームページからダウンロードできます

所得税の確定申告をする場合は、確定申告書と一緒に住宅ローン控除申告書を税務署に提出することもできます。

なお、平成20年以降、市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。